

9 生活困窮者支援の充実について

【厚生労働省】

長野県の状況

●新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞により、生活困窮者が増加

- ・新型コロナウイルス感染症により経済活動が停滞し、ひとり親世帯等をはじめ相対的に弱い立場の方々の生活が困窮
- ・経済活動は段階的に再開しつつあるものの、相対的に立場の弱い方々の経済的な困窮が長引くおそれがある

取組

○自立相談支援機関（まいさぽ）による支援

- ・県下24か所にワンストップ型の相談支援拠点を設置し、困難を抱えて困窮されている方に対する相談支援や就労支援を実施
⇒ 住居確保給付金の支給、生活福祉資金特例貸付等へつなぐ

○県公営住宅の提供

- ・解雇・雇止めにより住居の退去を余儀なくされる方々へ県営住宅を一定期間提供

○生活福祉資金の特例貸付

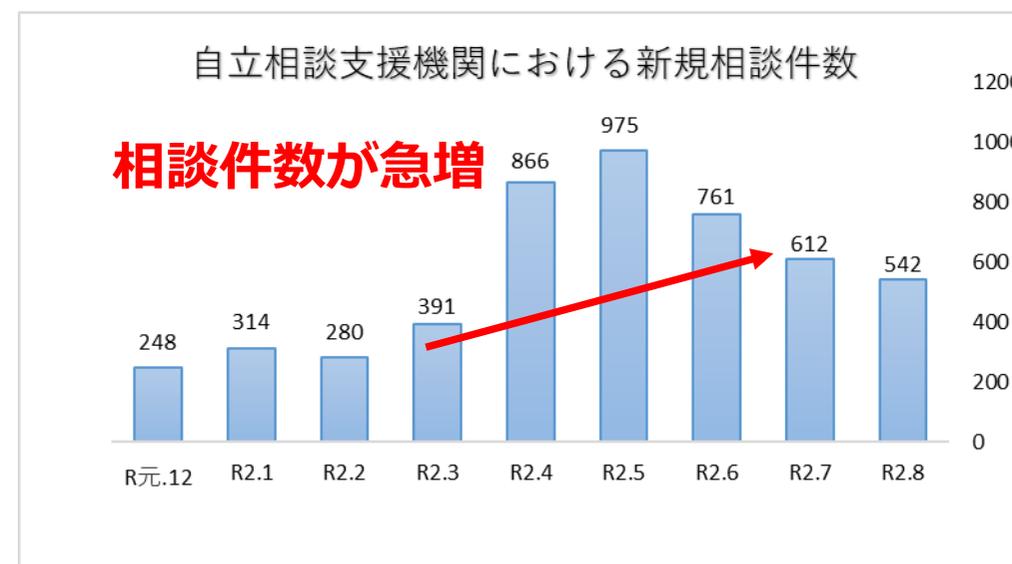
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した世帯の生活費確保のため、社会福祉協議会と協力し、迅速な貸付を実施。

【長野県における生活福祉資金特例貸付件数：11,509件(R2.9.30現在)】

○国が制度設計した事業に係る広報

- ・ひとり親世帯臨時特別給付金や住居確保給付金など国が制度設計した事業について、長野県新型コロナウイルス感染症対策総合サイトなどSNSを通じて周知

ひとり親世帯臨時特別給付金
児童扶養手当受給者に対する基本給付は、対象者全員に支給済み。
長野県における住居確保給付金支給数：644件(R2.8.31現在)



【Lineやtwitter等SNSを活用した広報】



課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮されている方に対する相談支援は、短期的に終結できるものではなく、それぞれのニーズに応じ、継続した面談の実施などきめ細かな支援が求められる。

厚生労働省 令和2年度2次補正予算: 自立相談支援機関の人員体制の強化や電話・メール・SNSなどを活用した、相談支援等の環境整備

- 今後も経済活動が低迷し、収入の減少が長期化する恐れがあることから**住居確保給付金の継続による長期に安定した住まいの確保支援が必要**
- 生活福祉資金の特例貸付の特例期間は、7月から12月末までの延長となったが、**更なる貸付申請の増加が見込まれるため、特例期間の再延長が必要**。また、**貸付原資の国の財源措置が不足**（県予算：67億円、国交付決定額：33.5億円）
- ひとり親世帯臨時特別給付金**について、給付対象である「家計急変者」等の申請が少ない。また、行政において、**ひとり親家庭の生活実態の把握が困難**

家計急変者: 該当者数(想定)736人、申請者数60人 申請率8.2%

提案・要望

1 自立相談支援機関等の体制強化

地方自治体が困難を抱えて困窮されている方に対する相談支援や就労支援を継続的に実施するため、令和3年度以降も引き続き、自立相談支援機関等の体制強化が図られる予算措置を講じること

2 住居確保給付金の給付期間の拡充

収入が回復しないまま支給期間が切れる人が今後増加する懸念があることから、原則3か月間(延長は2回まで 最大9か月間)となっている給付期間について、今後の経済状況を勘案しつつ、少なくとも最大1年間に延長すること。また、住居確保給付金の再支給は、解雇の場合のみ認められており休業の場合は対象とならないことから、休業の場合でも再支給が認められるよう要件を緩和すること

3 生活福祉資金特例貸付に係る原資積み増し及び償還事務の財源確保について

経済活動の停滞が長引く可能性があることから、特例期間をさらに延長するとともに、社会福祉協議会が迅速かつ確実に貸付を実施するためにも、貸付原資について国による迅速かつ確実な財源措置を講じること

また、貸付から1年後には償還・免除業務が一気に増大化することから、社会福祉協議会の償還管理体制の強化と必要な事務費の確保などの予算措置を講じること。なお、償還免除の基準については、生活困窮世帯の生活に支障を及ぼすことがないよう適切な範囲とすること

4 ひとり親世帯臨時特別給付金の制度周知及び生活実態の把握と必要な経済的支援の検討

広くひとり親家庭に給付金制度の周知を図るため、国においてテレビCMや新聞広告等の広報媒体を活用して、全国的な広報を実施すること
また、新型コロナウイルス感染症の影響が長引くことが予想されるため、ひとり親家庭の実態を把握し、必要に応じてひとり親世帯臨時特別給付金の再支給や児童扶養手当の臨時的な増額等の措置を講じること